



◆20歳を迎える方へ（国民年金加入手続きのご案内）

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残った時や一家の働き手が亡くなった時に、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続を行わず、保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合がありますので注意する必要があります。

◆国民年金加入について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入し

たお知らせが届きます。
※厚生年金保険に加入している方を除きます。

お知らせの中には、「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の手続や年金の請求手続などに生涯に渡って使用しますので、大切に保管してください。

※厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送付されません。

20歳になってから2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続が必要なため、役場住民課窓口、若しくは旭川年金事務所で手続をしてください。

◆国民年金保険料の納付について

「国民年金加入のお知らせ」に同封している納付書で国民年金保険料を納める必要があります。保険料は、金融機関のほか、コン

ビニエンストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

◆令和5年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付について

次の送付日に、日本年金機構から控除証明書が送付されます。

	対象者	送付方法	送付日
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方	郵 送	令和5年10月26日から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方（※）	電子送付	令和5年10月18日から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（①の方は除く）	郵 送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方（※）	電子送付	令和6年1月下旬

※電子送付希望の登録については、年金日より令和5年11月号をご覧ください。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。確定申告で国民年金保険料を申告するためにお使いください。

◆年金相談・手続の際は、ぜひ予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続について、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-054890」又は旭川年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎0165-2619026
日本年金機構 旭川年金事務所
☎0166-7215002

